

令和8年度石巻市有機農業推進協議会有機 JAS 認証手数料補助金 交付要項

石巻市有機農業推進協議会では、市内における有機農業の振興を図るため、有機 JAS 認証の取得・継続に係る経費に応じた補助金を交付します。

1. 補助対象となる方（対象要件）

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- 石巻市内に住所を有する者であること。
- 有機農産物の生産行程管理者（団体の場合は、1 人以上生産工程管理者を含んだ団体）であること。
- 他の助成制度による財政支援を受けていない、又は受ける予定がないこと。

2. 補助対象事業と補助金額

補助金は「認証事業（手数料への補助）」として、新規と継続の2つの区分があります。

【事業区分一覧】

■ 有機 JAS 認証事業（新規）

- 対象者：過去に認定を受けておらず、新たに認定を受けた生産行程管理者
- 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- 補助限度額等：限度額 50,000 円（最大 1 回まで）

■ 有機 JAS 認証事業（継続）

- 対象者：過去に認定を受けたことがある継続生産行程管理者
- 補助率：補助対象経費の2分の1以内
- 補助限度額等：限度額 40,000 円（最大 3 回まで ※特例あり）

※【特例】本要綱の制定以前に有機 JAS 認証を取得していた方については、継続の補助回数を最大 4 回までとします。

3. 申請から交付までの流れ

- ① 交付申請：交付申請書（様式第 1 号）と必要書類を協議会へ提出します。
- ② 交付決定：協議会より「交付決定通知書」が届きます。
- ③ 実績報告：事業完了後、実績報告書（様式第 7 号）と必要書類を協議会へ提出します。
- ④ 額の確定：協議会による書類審査（必要に応じ現地調査）後、「交付額確定通知書」が届きます。
- ⑤ 請求・交付：請求書（様式第 9 号）を提出し、指定口座に補助金が振り込まれます。

4. 提出書類（交付申請時）

申請を行う際は、交付申請書（様式第 1 号）に以下の書類を添えて 1 部提出してください。

- 当該年度に登録認定機関により交付された「有機 JAS 認定証」又は「年次調査結果通知書」の写し
- 当該年度の「有機 JAS 認証ほ場の一覧が分かる書類」の写し
- 有機 JAS 認定審査料等の「領収書」の写し
- 請求書等、明細が分かる書類の写し

5. その他の重要事項・注意事項

- 提出期限：令和 9 年 1 月 8 日まで
- 申請後に事業内容や申請額に変更が生じる場合、又は、事業を中止・廃止する場合は、事前に協議会へ申請し承認を得る必要があります。
- 補助金に係る収入・支出を明らかにした帳簿を備え、その証拠書類を 5 年間保管する必要があります。
- 不正な申請や要綱への違反が発覚した場合、交付決定が取り消され、補助金の返還を命じられることがあります。
- 申請者多数の場合、当協議会に入会されている方を優先して交付いたします。

6 問合せ先

石巻市有機農業推進協議会

事務局：石巻市産業部農林課 農業振興係

所在地：〒986-8501 石巻市穀町 1 4 番 1 号 石巻市役所 3 階

電話番号：0225-95-1111（内線 3554、3555）